

福岡県福祉サービス第三者評価の結果

【第三者評価機関】

名 称	特定非営利活動法人 医療・福祉ネットワークせいわ		
所 在 地	〒840-0015 佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号		
T E L	0952-41-6522	F A X	0952-41-6524
評価調査者 登録番号	07-b00008 07-a00013		

【福祉サービス施設・事業所基本情報】

◆経営法人・設置主体

法 人 名 称	ふりがな	くるめし		
	久留米市			
法 人 の 代 表 者 名	ふりがな	しちょうならはら としのり	設立年月日	明治・昭和・平成 22年4月1日
	市長 榎原 利則			

◆施設・事業所

施 設 名 称	ふりがな	くるめしぜんどうじほいくえん	施 設 種 別	保育所
	久留米市善導寺保育園			
施 設 所 在 地	〒839-0824 久留米市善導寺町飯田562			
施 設 長 名	ふりがな	なかぞの ようこ	開設年月日	昭和・平成 24年3月18日
	中園 洋子			
T E L	0942-47-1074	F A X	0942-47-1248	
E メ ー ル ア ド レ ス	zendo-ho@city.kurume.fukuoka.jp			
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	http://www.city.kurume.fukuoka.jp			
定 員 (利用人数)	90名・世帯(現員 85名・63世帯) ※該当を○で囲む			
職 員 数	常勤職員： 7名		非常勤職員： 23名	
専 門 職 員	保育士 21名	調理師 3名		
施 設 ・ 設 備 の 概 要	保育室 6	事務室 1	医務室 1	
	休憩室 1	給食室 1	遊戯室 1	

◆施設・事業所の理念・基本方針

理 念	子ども一人ひとりを大切にし、生きる力を培い、保護者からも信頼され地域の子育ての拠点として子どもの育ちを支える
基 本 方 針	子どもに生きる力を育てる ーやさしさと たくましさと かしこさをー ○自然の中で、体をしっかり動かし、健やかな体と心を育てる ○自分のことをひとりでする習慣を身に付ける ○仲間と豊かな経験を通して、自主性、協調性を育てる

◆施設・事業所の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 本園は、90名定員という中規模の保育園であるため、すべての子ども同士が繋がっており、パート職員を含めた全職員がすべての園児の発達や特徴などを把握しています。誰もが声を掛け合える家庭的な雰囲気の中で保育を行っています。子どもたちは、散歩やリズム運動、戸外遊びなど一緒に過ごす機会も多く、大きいクラスの子は、自然と小さい子のお世話をして思いやりの心が大きく育っています。保護者も担当保育士だけではなく、代替保育士とも気さくに相談できる関係づくりができています。 ▪ 0歳児から5歳児までの発達を踏まえた途切れない保育を目指し、子どもたちを一人の人として見る事で人権を尊重し、その子の育ちにに応じた個別配慮を保育の中で行っています。 ▪ 必要とするすべての家庭が利用できるよう、産休明け保育や特別支援保育に取り組んでいます。 ▪ 子どもたちと生ゴミリサイクルを行い、野菜作り・クッキング保育など食育にも力を入れています。 ▪ 給食は自園調理で、出汁は昆布やいり子など天然のものを使い、うまみを感じられるようにしています。野菜をふんだんに使った献立で、冷たい物は冷たいまま、温かい物は温かいうちに提供し、3歳以上児も含めた完全給食を実施しています。 ▪ 屏水中校区人権のまちづくり推進協議会の学園コミュニティに属し、15年間の育ちを見据えた取り組みを一緒に行っています。校長・園長会議やそれぞれの担当者会議に参加し、子どもの育ちの報告をし、方向性を同じにしています。(1中・4小・1幼・6保)共にスローメディアに取り組んでいます。 ▪ 善導寺小校区幼保小連絡会では、校区内の幼保小での日常的な取組が行われ、就学期の移行がスムーズに進むよう取り組んでいます。(1小・1幼・3保)
--

◆第三者評価の受審状況

評価実施期間	契 約 日	平成 29年 7月 28日
	訪 問 調 査 日	平成 30年 1月 18・19日
	評価結果確定日	平成 30年 3月 17日
受審回数（前回の受審時期）		今回の受審：2回目（前回 平成22年度）

【評価結果】

1 総 評

(1) 特に評価の高い点

I. 一人ひとりの育ちを支える保育の実現のため、職員育成に力を注がれています。

“地域の子育ての拠点として、子どもの育ちを支える”という園の理念を念頭に置いて、日々の保育を実践されています。一人ひとりの発達状況に応じて、適切な時期・方法で基本的な生活習慣が身につくよう援助され、遊びながら衣服のボタンかけを習得できる手作りおもちゃ等も活用されています。各年齢に必要な遊び・生活などを踏まえた保育を展開し、畑・樹木・牧場のある豊かな自然との関わり方も含めて、就学までの段階に至るよう全職員で取り組まれています。必要とするすべての家庭が利用できるよことの考えで、産休明け保育や特別支援保育も行われています。

また、中学校区の幼稚園・保育園・小学校・中学校で構成される学園コミュニティに所属され、連携して“15年間の育ちを見据えた取り組み”が行われており、長いスパンでの子どもの育ちに配慮されていることも見てとれます。

子どもの育ちを支えるため職員の研鑽が必要ということを事業計画書に掲げ、職員の育成・研修に力を注がれています。久留米市の目標管理制度の下で職員が個々の目標を設定し、市の研修会や保育連盟の研修・園内研修・外部研修など多彩な研修に参加して知識や専門性の向上に努められています。

II. おいしい食事、楽しい食事の提供に努められています。

園での食事が豊かで楽しくなるように食育計画を策定され、子どもの発達に合わせた食事やアレルギー食が提供されています。完全給食でご飯も温かく、磁器の食器や自分で作ったランチョンマットで楽しく食事をしている姿も見られます。

市統一献立で、地元の新鮮な米や野菜、天然だしで薄味に仕上げられた食事はおいしいと保護者にも好評のようです。お正月・ひな祭り・お誕生会などに提供される行事食は、季節感を大切にしながら飾り切りで華やかに盛り付けられています。

年2回の試食会は主に母親に、餅つき行事では父親に、しめ縄作りでは祖父に、団子作りで祖母にと、家族それぞれが園の食事を味わえるよう配慮されています。入学前には学校給食に慣れるため、小学校の給食食器を借りてその食器に盛り付けることも行われるなど、独自の工夫が凝らされていることもうかがえます。

生ゴミを利用した畑の土作りから野菜を育て、収穫、クッキングして食べるという食物リサイクル活動は、前回の当該第三者評価受審前から長く続けられている園の特徴的な取り組みとなっています。

III. 標準的な実施方法が、わかりやすく文書化されています。

日々提供される保育の標準的な実施方法として、「善導寺保育マニュアル」・「保育士マニュアル」などが作成されています。年齢ごとの一日の保育やおむつ交換・授乳・プール遊び等々、日常的な保育場面が全般にわたって文書化されており、より質の高い保育となるよう活用されています。

標準的な実施方法には、保育・支援の基本や、個々の子どもの状況に応じた実施時の留意点・子どもへの声かけ・プライバシーへの配慮などが含まれており、保育室に設置して職員に理解され、毎年の見直しにより必要に応じた改訂も行われています。

(2) 改善を求められる点

I. 中・長期事業計画の充実と、職員・保護者への周知が課題です。

「くるめ子どもの笑顔プラン」は、園長会の意見も踏まえて策定されています。本園の中・長期事業計画としては、公立の園長という立場での計画策定は難しいという見解の中、園長の職掌の範囲内で考えられています。

内容としては、3歳未満児の増員を目指した保育士の確保や、設備整備、地域交流などが具体的に挙げられていますが、計画書としては十分とは言えず、充実した計画策定が望まれます。更には、単年度事業計画への反映と、職員や保護者へ各計画をわかりやすく説明して

周知を図られることが課題と言えます。

II. 提供する保育サービスの定期的な評価と更なる改善活動を期待します。

職員会議等で保育内容や行事等を振り返り、次に活かされるなどPDCAサイクルに則って取り組まれ、園内研修も積極的に開催されています。今回、2回目の当該第三者評価受審に際して課題を把握し、改善に向けて取り組まれてきましたが、課題の文書化には至っていない状況が見られます。今後は、定められた評価基準を用いて定期的に自己評価・第三者評価に取り組み、評価結果に基づく改善活動が計画的に展開されることを期待します。

III. 苦情・意見・相談を述べやすい環境づくりが望まれます。

苦情解決の体制が構築され、第三者委員の設置など仕組みを説明した文書が保護者へ配布されるとともに園内に掲示されています。苦情に限らず、相談や意見も述べやすいように、担任・園長・主任などが対応する体制で、意見箱の設置や相談室も確保されています。しかし、今回の利用者調査からは、意見等を気軽に伝えやすいとは捉えられていないといった結果が読み取れます。苦情解決の仕組みの周知や、専門的な相談先も含めて複数の相談方法や相手を選択できることを、保護者にわかりやすく伝える工夫が望まれます。

2 第三者評価の結果に対する事業者のコメント

(H30.3.17)

福祉サービス第三者評価を受審するにあたり、保育理念や方針・目的等を踏まえた保育内容について、改めて職員間の共通認識を図りました。日々の保育を振り返ることにより、新たな気づきや再確認・改善すべき点が明らかになり、職員の意識の変化や保育の工夫など保育の質の向上に繋げることが出来たと思います。保育内容について、助言・評価していただいたことは職員の励みになりました。

改善すべき点についても明確になりましたので、改善に取り組み、職員一人ひとりの専門性をさらに高めるとともに、保護者への連絡や周知方法を工夫し、さらなる信頼関係の構築に努めます。

今後も定期的に自己評価を行い、課題を見出し改善しながら、子どもたちの笑顔があふれ、保護者の方々が安心して利用できる、地域に根ざした保育園となるよう努力していきたいと考えています。

3 共通評価基準及び個別評価基準の評価項目による第三者評価結果（別添）

【保育所・評価項目による評価結果】

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。				
項 目		評価	コメント	
1	I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	子どもの育ちを支えるという考えを表した理念は、基本方針と共に事業計画書等に記載され、園内にも掲示されています。職員や保護者に資料も配布し、職員会議や入園式でも説明されています。

I-2 経営状況の把握

I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
2	I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	園長会や久留米こどもの笑顔プランなどから、社会福祉事業全体や地域の福祉計画等の動向が把握されています。保育ニーズ・利用者推移などの情報も得られ、地域における経営環境等も把握されています。
3	I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	保育士の増員や、経年劣化している旧園舎の施設整備など課題が把握されています。職員にも周知されており、保育士確保のための活動や、市の施設事業課への要望等、改善に向けて取り組まれています。

I-3 事業計画の策定

I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。				
4	I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	中・長期計画は、人材育成や地域交流・施設整備等に関して策定されていますが、具体的な計画書とは言い難い状況です。内容を更に充実されることを期待します。
5	I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	単年度の事業計画は、職員の研鑽や地域の子育て支援など具体的な内容で策定されています。しかし、中・長期計画との整合性については課題が残ります。
I-3-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。				
6	I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	単年度計画は、年度末の職員会議での評価・見直しを経て、年度初めに策定されており、職員に配布して理解が促されています。しかし、中・長期計画策定における職員参画や説明は十分とは言い難い状況です。
7	I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	単年度計画は保護者懇談会の場で、資料をもとに行事計画を含めてわかりやすく説明され、周知が図られています。今後は、中・長期計画の内容についても説明されることを期待します。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1 (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
8	I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	日常的にPDCAサイクルを意識して保育を実践されています。当該評価受審は2回目ですが、定められた評価基準に基づいた自己評価の定期的な実施については課題が残ります。
9	I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	今回の当該評価受審に向けた準備過程で、プライバシー保護への配慮や保護者対応の充実など課題が把握されています。更には、課題の文書化や改善計画を立てて取り組まれることを期待します。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a 園長は、自らの役割と責任について「職務分担表」に明記し、職員会議等で表明されています。災害など有事における役割・責任についても、「消防計画」に明示されています。
11	II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a 園長は市の研修会や園長会に参加し、遵守すべき法令等を理解されています。児童福祉法を初めとして各種法令をリスト化され、職員と共に飲酒運転撲滅宣言に取り組まれています。
II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a 職員会議での意見・提案を改善に繋げ、日々の子どもの育ちに着眼して次の保育に反映させるなど、質の向上に意欲を持たれています。園内研修の充実と臨時職員への伝達にも指導力を発揮されています。
13	II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a パソコン・カラープリンタの増設や書類の様式変更などに取り組まれています。生ゴミリサイクルの実施や節電・節水・ごみ袋の詰め方など、経費削減と環境への配慮もうかがえます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-1 (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a 必要な人材や人員体制について、「久留米市人材育成基本方針」が制定されています。退職者数を十分に補う正規職員の採用や、園長の職掌の範囲内で、保育士支援センターや職員等の紹介を基に人材確保が図られています。
15	II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a 「自ら考えて行動する人」といった目指す職員像を「久留米市人材育成基本方針」に明示し、人事評価マニュアルに基づいて人事管理が行われています。目標管理シートの活用や課長・主幹の面談により、職務や貢献度も評価されています。
II-2-1 (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a 職員の就業状況を把握し、職員個々の家庭状況等への配慮を心掛けられています。健康診断やストレスチェック、心理士への相談など心身の健康維持に取り組まれ、福利厚生事業も活用されています。
II-2-1 (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a 年度当初に園長との面談で一人ひとりの目標を設定し、達成水準や方法等も明確にされています。その後の課長・主幹の面談で進捗状況や達成度を確認されるなど、職員育成に向け目標管理が行われています。
18	II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a 「久留米市職員研修計画」や「保育所連盟研修計画」、「園内研修計画」等にもとづき職員を派遣されています。公立全園参加の研修発表会もあり、講演会も開催されています。
19	II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a 個々の職員の技術水準や経験等に応じて、新採研修・課題別研修、園内研修等が実施されています。外部研修参加も呼びかけられ、研修内容は他職員に伝達されて、一人ひとりの研修機会を確保されています。
II-2-1 (4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b 実習生の育成について基本姿勢を明示し、マニュアルや実習担当職員など体制を整備して実習生を受け入れられています。しかし、保育士のみでなく専門職種別のプログラムの作成は課題と言えます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-1 (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a 市のホームページで、園の理念や基本方針・当該評価受審結果・保育内容等が発信されています。また、園を紹介したリーフレットを作成して地域に配布するなどの情報公開にも取り組まれています。
22	II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a 「久留米市契約事務規則」や「久留米市金銭会計規則」を定め、ルールや園長の権限などが示されており、職員にも周知されています。市監査委員によって、事務・経理等の確認も行われています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-（1） 地域との関係が適切に確保されている。				
23	Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わりについて、基本的な考え方が理念に明示されています。地域の文化祭やお祭りに参加し、しめ縄づくりでも地域と交流されていますが、高齢者との交流などは計画段階であり、今後の取り組みに期待します。
24	Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティア等の受入れに関する基本姿勢を明示し、マニュアルが整備されています。ボランティア等への研修も実施され、フルート演奏者や中学生職場体験などを受け入れられています。
Ⅱ-4-（2） 関係機関との連携が確保されている。				
25	Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	地域の社会資源を、一覧表やマップにして提示されています。人権のまちづくり推進協議会や幼保小連絡会・こども子育てサポートセンター等の関係機関と連携して、共通の問題に取り組まれています。
Ⅱ-4-（3） 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
26	Ⅱ-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	b	毎週、未就園児と保護者に園庭開放が行われ、遊びの場や給食が提供されています。子育て支援センターで、調理員が食育の話しをする機会もありますが、園の専門性を活かした講演会等の開催も期待します。
27	Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	民生委員や子育て支援センター等との連携の中で、福祉ニーズの把握に努められ、園庭開放事業が行われています。今後は、子育て相談の活性化などでニーズを把握され、活動に繋がれることを期待します。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-（1） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
28	Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	子どもを尊重した保育の基本姿勢は理念に明示され、研修や勉強会を通じて職員に理解されています。月別にテーマを設けた人権保育計画に沿った保育を実践され、保護者には人権学習会も実施されています。
29	Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	プライバシー遵守マニュアルを整備し、職員に理解が図られています。おむつ交換時に衝立を使用し、トイレやプールでは外部から見えにくくするような配慮がうかがえますが、更なる工夫が必要です。
Ⅲ-1-（2） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
30	Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	ホームページが公開され、理念・保育内容・給食など写真や絵でわかりやすく紹介したパンフレットも地域のコミュニティセンターに置かれています。見学にも対応され、資料を渡して説明されています。
31	Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	保育の開始にあたっては、重要事項説明書や入園のしおりを用いて説明されています。ページ毎に理解されたか確認をとられ、配慮が必要な保護者には、文字のルビや筆談等でわかりやすく説明されています。
32	Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園に際しては、健康状態・配慮すべきことなどを記載した転園時保育記録を転園先に送られています。卒園後の相談にも対応されていますが、そのことを口頭のみでなく、文書でも伝える必要があります。
Ⅲ-1-（3） 利用者満足の上昇に努めている。				
33	Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	日常の子どもの様子や保護者会等での意見聴取、試食会など行事後アンケート等で利用者満足度の把握に努められています。しかし十分とは言えず、保育全般に関するアンケートの定期的な実施を期待します。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 苦情解決責任者・受付担当・第三者委員が設置され、その説明文書の配布と掲示も行われていますが、苦情対応における受付と解決までの記録が十分ではありません。公表も含めて更なる改善を期待します。
35	Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b 保護者からの相談や意見は担任に限らず受け、相談室も用意されています。しかし、相談等の内容によって、各職員や外部・意見箱など複数の相手や方法を選ぶことを、十分に伝える取り組みが必要です。
36	Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a 意見・提案などの対応マニュアルを整備し、保護者からの相談や意見に迅速に対応する姿勢を持っています。内容によってすぐにはできない場合は、その都度経過報告をするよう努められています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a 事故対応マニュアルを整備され、年齢別事故防止チェックリストも活用されています。ヒヤリハット事例の収集と、原因・改善策の検討を職員参画で実施されるなど、子どもの安全確保に留意されています。
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 感染症の対策として、感染症マニュアルや各室に嘔吐処理キットを準備し、職員に周知されています。手洗い指導など予防策を講じ、感染症発生時には職員室や各クラスに発生状況等が掲示されます。
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a 火災・地震・風水害など災害別対応マニュアルや消防組織を整備し、食料等の備蓄は毎月チェックが行われています。避難訓練や消防署と連携での訓練実施など、子どもの安全確保に取り組まれています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a 授乳やおむつ交換など、保育全般にわたって標準的な実施方法が文書化されています。その内容には、子どもへの細やかな配慮点やプライバシー保護の観点での記述もあり、研修等で職員へ周知されています。
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a 職員会議やクラス会議等で、標準的な実施方法の検討・見直しが毎年行われ、変更箇所があれば作り直されています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a 入園前に園長や担任が、子どもと保護者の身体状況や生活状況を把握し、関係職員での指導計画策定に繋がられています。3歳未満児・養護児の個別計画も策定され、ニーズも明示されています。
43	Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a 年間指導計画は四半期毎に、月間計画は毎月末に評価・見直しを行い、園長・主任の確認を経て、その結果を次期指導計画に反映されています。また、個別計画の評価・見直しも行われています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 子どもの身体状況や発達状況・生活状況は記録され、関係職員で共有されています。職員間で記録内容や書き方に差異が生じないよう、連絡帳・保育日誌等それぞれについて、記録要領が作成されています。
45	Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a 個人情報保護やビデオカメラ設置に関する規定が定められ、職員に理解され、保護者にも説明されています。記録類の管理は職員室で保管され、保存年数・廃棄方法は文書管理規程で管理されています。

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成			
	項目	評価	コメント
46	A-1-(1)-①	a	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
47	A-1-(2)-①	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
48	A-1-(2)-②	a	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
49	A-1-(2)-③	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。
50	A-1-(2)-④	a	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
51	A-1-(2)-⑤	a	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
52	A-1-(2)-⑥	a	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
53	A-1-(2)-⑦	a	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
54	A-1-(2)-⑧	a	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
55	A-1-(2)-⑨	a	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
56	A-1-(2)-⑩	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
A-1-(3) 健康管理			
57	A-1-(3)-①	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
58	A-1-(3)-②	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
59	A-1-(3)-③	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
A-1-(4) 食事			
60	A-1-(4)-①	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

61	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	食事の温度や地元の新鮮な食材に配慮し、おいしい食事が提供されています。成長に合わせた離乳食、季節を感じる行事食など工夫がうかがえ、喫食状況の確認や給食室の衛生管理も徹底されています。
----	-----------	---------------------------------	---	---

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

62	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	連絡帳や送迎時の対話、保育内容を記載したボードの掲示で情報交換が行われています。親子クッキングやお芋パーティーは、保護者が参加して子どもとふれ合い、成長を共有する機会となっています。
----	-----------	-------------------------------	---	---

A-2-(2) 保護者等の支援

63	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	日々、子育て相談を受けるなど保護者支援に努められていますが、アンケート結果には反映されておらず、更なる信頼関係構築の工夫を期待します。また、個別面談の設定や相談記録の充実も必要です。
----	-----------	----------------------------	---	---

64	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	虐待の早期発見には、虐待防止マニュアルを整備して職員への周知が図られています。登園時や着替え時には細やかに視診を行い、虐待の兆候があれば、家庭子ども相談課や児童相談所との連携がとられます。
----	-----------	--	---	--

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

65	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	保育の記録や職員間での話し合いの中で、自らの保育実践を振り返り、保育士の自己評価シートを用いての自己評価にも取り組まれています。今後も保育内容の改善に向けた継続的な取り組みを期待します。
----	-----------	---	---	---